

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年9月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年10月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下池地区	高松市産業経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下井幹線（上林）地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）林幹線地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平石下地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区	”